

入所利用料金表

老人保健施設 西濃
令和6年8月

◆介護保険給付サービス費(介護保険適用分:1割)◆

基本サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多居室	804円/日	854円/日	920円/日	974円/日	1,026円/日
個室	727円/日	773円/日	839円/日	895円/日	945円/日

◆各種加算料金◆

	名称	金額	備考	
1	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制がとれており、地域貢献する活動を行っている場合。	
2	夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合。	
3	栄養マネジメント強化加算	11円/日	管理栄養士等が入所者ごとの栄養ケア計画を実施し栄養管理を行った場合。	
4	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	3円・13円/月	(Ⅰ)厚生労働省へ評価を提出し入所者ごとの褥瘡ケア計画に基づき、褥瘡管理を行った場合。(3月に1回評価) (Ⅱ)褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡治癒した場合、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた方で褥瘡がないこと。	
5	排せつ支援加算(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	10円・15円・20円/月	(Ⅰ)厚生労働省へ評価を提出し、入所者ごとの排せつ支援計画に基づき、支援を行った場合。(3月に1回評価) (Ⅱ)(Ⅰ)を算定し、改善があり悪化が無い場合(尿道カテーテルの方は抜去も含む) (Ⅲ)(Ⅰ)を算定し、改善があり、かつオムツ使用⇒使用なしに改善となった場合。	
6	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	入所者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、介護福祉士が一定数以上配置されている場合。	
7	初期加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	60・30円/日	(Ⅰ)急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院後、入所日より30日間に限り算定。 (Ⅱ)入所日より30日間に限り算定。	
8	短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	261円/日	入所日から起算して3カ月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ原則として1月1回以上評価を行い厚生労働省に提出した場合。	
9	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	243円・121円/日	(Ⅰ)認知症を有する入所者の居宅における生活環境に対応したサービスを提供し(居宅に訪問)評価した場合。 (Ⅱ)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が適切に配置されている場合。	
10	安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。(入所中1回限り)	
11	口腔衛生管理加算(Ⅱ)	111円/月	入所者の口腔の健康の保持を図り、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行った場合。	
12	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)(Ⅱ)	53円・33円/月	(Ⅰ)医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が情報を相互共有し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合。 (Ⅱ)リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報、その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に情報を活用している場合。	
13	再入所時栄養連携加算	202円/回	厚生労働大臣が定める特別食等が必要な方で、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と栄養食事指導に同席し相談の上、再入所後の栄養管理について栄養ケア計画原案を作成した場合。(再入所した場合、1回限り)	
14	経口移行加算	28円/日	経管栄養から経口栄養に移行するための計画を作成し、栄養管理を行った場合。	
15	療養食加算	6円/回	療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供した場合。(1日3回を限度)	
16	経口維持加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	405円・101円/月	(Ⅰ)摂食機能障害のある方に継続して経口摂取を行えるよう計画を立て管理を行った場合。 (Ⅱ)協力歯科医療機関があり、経口維持加算Ⅰを算定するにあたり、会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士等が参加した場合。	
17	外泊加算	367円/日	外泊をされた場合に、施設サービス費に代えて、外泊初日と最終日以外に算定。(月6日を限度)	
18	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	(Ⅰ)新興感染症の発生時等に診察等を実施する医療機関との連携体制を構築されている場合。	
19	新興感染症等施設療養費	243円/日	感染症に感染した場合の相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ適切な感染対策を行った場合。(月1回連続する5日を限度)	
20	緊急時治療管理加算	525円/日	緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合。(月1回連続する3日を限度)	
21	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	486円/日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置を行った場合。(月1回、連続する10日を限度)	
22	協力医療機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	101円・5円/月	病状が急変した場合等において、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保し、診療を行う体制を常時確保していること。入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。	
23	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	サービスを適切かつ有効に提供するために、入所者ごとの心身の状況等に関する基本情報を厚生労働省に(3月/1回)提出した場合。	
24	ターミナルケア加算	死亡日	1,926円/日	看取りの対応を行った場合。(お亡くなりになられた日によって加算額変動)
		死亡前2~3日	922円/日	
		死亡前4~30日	162円/日	
		死亡前31~45日	73円/日	
25	入所前後訪問指導加算Ⅰ	456円/回	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に、退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画及び診療方針を決定した場合。	
26	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	141円/回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた方で、入所後1月以内に入所前の主治医と連携し薬剤を評価・調整した場合。	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70円/回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた方で、退所時に当施設医師が、入所者に処方する内服薬調整について、かかりつけ医と連携を図った場合。	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	243円/回	(Ⅰ)を算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、服薬情報、その他薬物療法の適切かつ有効な実施の為に情報活用している場合。	
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	101円/回	(Ⅱ)を算定しており、退所時に内服薬が入所時処方されていた種類に比べて1種類以上減少している場合。	
27	入退所前連携加算(Ⅱ)	405円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。	
28	退所時情報提供加算(Ⅰ)(Ⅱ)	507円・253円/回	(Ⅰ)居宅へ退所後の主治医に対し、同意を得て、診療情報(心身の状況、生活歴等)提供を行った場合。 (Ⅱ)医療機関へ退所後の主治医に対し、同意を得て、診療情報(心身の状況、生活歴等)提供を行った場合。	
29	訪問看護指示加算	304円/回	訪問看護ステーションに指示書を交付した場合。	
30	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善の取り組みを継続して行っている場合。	
31	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費等/月×7.1%×10.14円	介護職員の労働条件改善のための取り組みへの評価。	

◆その他料金(税込み)◆

CSセット	(A) 293.7円/日 (B) 671円/日	日用品(入浴用タオル・バスタオル・ティッシュ等)の代金 ※提供業者と個別契約
理美容代	実費	髪のカット、ひげそり等の料金
電気製品使用料	33円/日	テレビ、ラジオ等を使用した際の電気料金
洗濯代	施設洗濯	100円/枚 施設で洗濯をした際の料金
	業者洗濯	(A) 3,465円/半月 5,830円 /月 (B) 2,365円/半月 4,730円 /月 洗濯業者による洗濯料金 ※CSセットのプランによって料金が異なります。
クラブ活動費	実費	クラブ活動の参加料金(材料費等)
文書料	実費	診断書等の作成料金

◆居住費・食費/日額(負担限度額)◆

負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
居住費	多床室	0 円	430 円	430 円	437 円
	個室	550 円	550 円	1,370 円	2,000 円
食費(注1)	300 円	390 円	① 650 円 ② 1,360 円	1,780 円	

※ 1単位の単価は区分が定められており、10.14円を乗じた金額が利用金額となります。

※ 負担割合2割又は3割の方は金額が異なります。尚、ご負担額の1円未満は切り捨てとなります。月額では、端数処理を行いますので金額が多少異なります。

注1) 食事は、1食あたり 朝食:440円、昼食:670円、夕食:670円です。